

海外で作成された補綴物

日歯が取扱の周知を徹底

日本歯科医師会(大久保満男会長)は、国外で作成された補綴物の取り扱いについて、平成17年9

月の厚労省通知の周知徹底と同時に今後も「歯科医師の責任の下、情報提供を行い、適切な歯科医

療の提供」を求める文書を3月18日付で都道府県歯会長に送付していた。

今回の文書は、2月25日の厚労省主催の全国医政関係主管課長会議で海

外技工物の取り扱いにフルの鉛が発見されたことについては「情報収集に努めている」とし、新情報

が入り次第、情報提供を行っていく予定とした。この文書は、2月25日の厚労省主催の全国医政関係主管課長会議で海

外技工物の取り扱いについて説明があったことから日歯としても再度、周知徹底を図る意味で各都道府県歯に送付した。